R8.11月発行

令和９年度　南房総市保育所（園）・認定こども園入所のご案内

１　支給認定申請と保育所等の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（１）支給認定申請とは
（２）保育所等を利用できる人（保育の必要性の事由）
（３）保育時間、開所、休所日などについて
２　申込み方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）令和9年4月1日からの入所申込み（年度途中入所含む）
（２）入所ができなかったとき
（３）市町村をまたがる保育所の入所（管外保育）
（４）継続入所児の申込みについて
３　入所申込みに必要な書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
４　保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（１）決定方法など
（２）令和9年度保育料基準額表について
（３）保育料の納付方法
５　入所した後のお手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（１）申込み内容が変更となった時の手続きについて
（２）保育所の退所について
６　南房総市の保育所一覧表とクラス別年齢早見表　・・・・・・・・・・・・・・・９
７　よくある質問Q&A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

南房総市教育委員会子ども教育課　ＴＥＬ：０４７０-４６-２９６６

〒２９９-２５９２　南房総市岩糸２４８９番地

通常受付時間：８：４５～１７：００（土日祝日・年末年始除く）



１　支給認定申請と保育所等の利用について

(1)支給認定申請とは

幼稚園、保育所などの利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受ける必要があります。次の３つの区分に応じて利用できる施設が決まります。保育所等を利用するためには２号または３号認定を受ける必要があります。

３つの認定区分

対象となる子ども	認定区分	利用できる施設
お子さんが満３歳以上で、幼児教育を希望する場合	１号認定（教育標準時間認定）	幼稚園 認定こども園
お子さんが満３歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	２号認定（満３歳以上・保育認定）	保育所 認定こども園
お子さんが満３歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	３号認定（満３歳未満・保育認定）	保育所 認定こども園

２号・３号認定の人は、保護者の就労形態などにより、次の２つの利用区分に分けられます。

ア.保育標準時間利用：フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間）

イ.保育短時間利用：パートタイム就労を想定した利用時間（最長８時間）

(2)保育所を利用できる人(保育の必要性の事由)：上記2・3号認定を受けることができる事由

保護者の状況		保育時間の認定	入所できる期間
就労	会社自宅を問わず月52時間以上就労している場合	就労時間による	就学前まで
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間認定	産前8週・出産日の8週後の月末まで
疾病・障害	病気や障害がある場合	申請内容による	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	病人や障害者を介護・看護している場合	申請内容による	介護を必要としなくなるまで
災害復旧	災害などの復旧にあたっている場合	保育標準時間認定	必要な期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間認定	90日間
就学	学校又は職業訓練校に在学している場合	就学時間による	必要な期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間認定	必要な期間
育児休業（在籍児童のみ）	育児休暇取得時に、既に保育を利用している子どもの発育上継続利用が必要であると認められる場合	保育短時間認定	必要な期間 ※空き状況により異なります。
その他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	必要な期間

（3）保育時間、開所、休所日などについて

① 保育標準時間認定と保育短時間認定の保育時間の違いについて

下記の利用時間の範囲内において、各家庭の就労実態等に応じた利用となります。

（市内公立保育所の例）

◎ 保育標準時間認定を受けた人の保育時間

7：15	8：15		16：15	18：15
通常保育（11時間）				

◎ 保育短時間認定を受けた人の保育時間

7：15	8：15		16：15	18：15
延長保育	通常保育（8時間）			延長保育

※ 保育短時間認定を受けた人が延長保育を利用する場合には、30 分につき 100 円の延長保育料が発生します。

土曜日の保育時間は、標準時間は７：15～12：30、短時間は８：１５～１２：３０です。

② 休所日について

毎週日曜日及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）がお休みです。

また、市長が特別認めた場合や気象警報発令等により臨時に休所となる場合があります。

③ 私立保育園については、施設により時間が異なる場合がありますので、各保育園にお問い合わせください。

２ 申込方法について

事前に保育所等へ直接ご見学やお問い合わせ、地域交流事業（園庭開放）への参加をしていただき希望する施設を決定することをおすすめします。

（1） 令和9年４月1日からの入所の申込み（年度途中入所を含む）

① 申込み

◆受付期間

市内保育所の新規・継続の申込み

令和８年12月１日（火）～12月１１日（金）の平日 ８：45～17：00

休日受付 12月5日（土）、12月6日（日） 10：00～15：00

◆受付場所

〒299-2592 南房総市岩糸２４８９番地 子ども教育課（南房総市役所丸山分庁舎）

※家庭状況を説明できる保護者が必要書類を持参して申し込んでください。

※新規申込の人で２歳、３歳（令和５年４月２日～令和７年４月１日生まれ）の子は申込受付時に面談を行います。お子さんと一緒に手続きに来てください。

（面談の際には、子どもサポート手帳をご持参ください。）

※この期間を過ぎても申請できますが、期間内に申請した人を優先に利用調整します。

※育児休暇から仕事復帰するなど、年度途中入所を希望する人も申請できます。

② 調査

提出書類に不明な点がある場合は、電話などで状況を確認します。

③ 利用調整〈１月中旬〉

入所選考は市が行います。上記①の期間で入所申込みがあった人から保育が必要な理由やご家庭の状況などを考慮して、総合的に判断し決定します。選考の結果、第2希望以降の保育所をご案内する場合があります。 希望した保育所に空きが無い場合や申込者が定員を上回り、選考の結果入所できなかった場合は、欠員などにより入所ができるようになった時点で、子ども教育課からご連絡します。

④ 支給認定、入所決定、利用者負担額（保育料）決定〈2月下旬〉

新規に申請した方に支給認定証、入所が内定したすべての方には入所承諾書及び保育料決定通知を送付します。※その後各保育所等にて入所説明会があります。

⑤ 入所〈4月1日以降〉

入所当初は、通常よりも短い時間での保育（ならし保育）となります。 産後休暇明けや育児休暇明けで入所される場合はご注意ください。

（2）入所ができなかったとき

入所を希望する保育所に空きが無いなどの理由により、入所待機となる場合は、下記のとおりとなります。

① 提出していただいた申込書は、令和１０年3月31日まで有効です。

② 希望保育所の待機児童として登録されます。欠員などにより入所可能となった時点で子ども教育課から連絡します。

③ 待機のままで３月まで入所ができない場合は、改めて令和１０年４月からの入所申込を申込期間内にご提出ください。

④ 入所待機中に、家庭状況や就労状況などに変更があった場合はご連絡ください。
また、保育所に入所する必要がなくなった場合は、申込みの取下げをお願いします。

（3）市町村をまたがる保育所の入所（管外保育）

保護者の勤務地の都合や令和９年度中に引っ越す予定がある、里帰り出産をするなどの理由により、市町村をまたがる保育所の入所をする場合には、下記のとおり申込みください。

① 南房総市の住民の方が他市町村の保育所に入所する場合

申請は、南房総市子ども教育課にて行ってください。

なお、子ども教育課に申込みを行う前に①希望保育所の空き状況②必要書類③申込み期限などを事前に希望保育所のある市町村へ問い合わせしてから申込みをお願いします。（申込み期限や必要書類については、希望保育所のある市町村の定めるとおりとなりますので、ご注意ください。※様式は南房総市の様式になります。）

② 他市町村の住民の方が南房総市の保育所に入所する場合

申込み期限や必要書類については南房総市が定めるものとなりますが、実際の申込みは、住所地の担当課で行ってください。空き状況や必要書類の確認など、住所地の担当課へ申請する前に南房総市子ども教育課へお問い合わせください（公立保育所については、市民優先となります）。

(4)継続入所児の申込みについて

入所当初に就学前までの入所承諾が通知された場合でも、年度の切り替え時は、再度申込みが必要となります。

３ 入所申込みに必要な書類について

① 子どものための教育・保育支給認定申請書（兼）現況届（兼）保育所等利用申込書
② 家庭状況調査票・子の健康状況調査票（継続入所の場合は不要）
③ 保育の必要性を証明する書類（一覧表参照）
※新規入所の方は６５歳未満の同居者及び子どもと同一地区（旧町村）内に住む６５歳未満の祖父母の分も必要です。
④ 申請者及び配偶者の個人番号（マイナンバー）カードなど個人番号が確認できる書類
※過去に提出済みの方は不要。
⑤ 窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証など）

保育の必要性を証明する書類　一覧表

状況／必要書類	就労証明書	診断書	障害者手帳（写） 療育手帳（写） 介護保険証（写）	罹災 証明書	母子手帳（写）	在籍証明
就労	○					
妊娠・出産					○	
疾病・障害		○	○			
介護・看護		○	○			
災害復旧				○		
求職活動	ハローワークカードの写しなど					
就学						○
虐待・DV	子ども教育課へご相談ください。					
育児休業	○					
その他	子ども教育課へご相談ください。					

※家庭の状況により上記には記載のない書類（申立書等）の提出を求めることがありますのでご了承ください。

※きょうだいで入所申込みされる場合など、上記証明書を複数提出する場合、原本を１通ずつ提出していただければ、残りは写しの提出でも構いません。

４　保育料について

(1)保育料の決定方法

保育料は、令和９年4月1日現在でのお子さんの年齢と、保護者の令和８年度（9月からは令和９年度）市町村民税額により決定します。

原則、お子さんの父母の合算した市町村民税額で決定しますが、実態として祖父母などの同居者が生計の中心者であることが明らかな場合には、同居者の市町村民税額で保育料を算定する場合があります。

３～５歳児クラスのお子さん（４月１日時点で３歳以上）の保育料は無料ですが、別途給食費を施設に納めていただきます。家庭状況に応じて給食費のうち副食費（おかず代）の免除があります。

(2)令和9年度保育料基準額表について

◆保育標準時間認定と保育短時間認定について

保育料も保育標準時間認定と保育短時間認定という2区分に分かれます。

① 保育認定を受けた子どもの利用者負担（月額）　３号認定

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)　単位：円	
階層	定義		年齢及び認定区分	
			３歳未満児（３号認定）	
			標準時間	短時間
第１階層	生活保護法等による支援給付受給世帯		0	0
第２階層	第1階層を除き、前年度分又は当該年度分の市町村民税課税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
第３階層		所得割48,600円未満	9,000	0
第４階層		所得割48,600円以上97,000円未満	15,000	0
第５階層		所得割97,000円以上169,000円未満	22,000	0
第６階層		所得割169,000円以上301,000円未満	30,000	0
第７階層		所得割301,000円以上397,000円未満	40,000	0
第８階層		所得割397,000円以上	52,000	0

※　市町村民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とします。

② 保育料の軽減

・多子世帯の軽減（市町村民税額　所得割57,700円未満の世帯）

第３階層から第4階層の一部（所得割57,700円未満）の世帯で、教育・保育給付認定保護者と生計をーにする子どもが2人以上いる場合、第2子目以降が保育所を利用しているときは、第2子目のお子さんの保育料が半額に、第3子目以降のお子さんの保育料が無料になります。

・多子世帯の軽減（市町村民税額　所得割57,700円以上の世帯）

第４階層の一部（所得割57,700円以上）から第8階層までの世帯で、教育・保育給付認定保護者と生計をーにする子どもが、2人以上保育所、幼稚園等を利用している場合は、第2子目のお子さんの保育料が半額に、第3子目以降のお子さんの保育料が無料になります。

・ひとり親世帯・在宅障害児のいる世帯の軽減

第３階層から第４階層の一部（所得割77,101円未満）の世帯は、下記の表から保育料を算定します。また、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子どもが２人以上いる場合、第２子目以降のお子さんの保育料は無料になります。

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）単位：円	
階層	定義	年齢及び認定区分	
		３歳未満児	
		標準時間	短時間
第３階層	所得割48,600円未満	4,500	0
第４階層の一部	所得割48,600円以上77,101円未満	4,500	0

※市町村民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とします。

(3)保育料の納付方法

① 納付方法

原則として金融機関での口座振替により納付してください。

口座振替ができない場合は、配布される納入通知書により金融機関・市役所の窓口にてお支払いください。

② 納付期限（口座振替日）

毎月の末日（12月と3月は同月25日）が納付期限となります。

（ただし、振替日が金融機関の休日の場合は翌営業日）

③ 口座振替の手続き

下記のいずれかの金融機関にてお申込みください。

手続きが済んでから口座振替が開始されるまで、1～2か月ほどかかります。口座振替が開始されるまでの間は、納入通知書によりお支払いください。

※こちらに記載のない金融機関は指定できませんのでご了承ください。
千葉銀行　千葉興業銀行　京葉銀行　館山信用金庫　房総信用組合　君津信用組合　安房農業協同組合
千葉県所在の東日本信用漁業協同組合連合会　関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局

④ 保育料を滞納した場合

保育料を滞納した場合、督促状や催告書の送付のほか、延滞金の徴収、財産の調査（金融機関や勤め先への照会など）や財産差し押さえの滞納処分を行うことがあります。

納付期限までの納付が困難な場合は、納付の相談を受け付けますので、子ども教育課までご相談ください。

５　入所した後の手続きについて

（１）申込み内容が変更となった時のお手続きについて

世帯の状況や仕事など、届け出ている内容に変更があった場合には、手続きが必要です。

事由	必要な手続の内容 ※状況によって下記以外の書類を依頼する場合も有ります。
同居している人の仕事が変わった	□支給認定変更申請書（兼）内容変更届　□就労証明書
市内で住所が変更になった	□支給認定変更申請書（兼）内容変更届
市外へ転出した	□保育所退所届
同居する人が増えた	□支給認定変更申請書（兼）内容変更届 □同居することになった人の就労証明書等
同居する人が減った	□支給認定変更申請書（兼）内容変更届
母が妊娠した（子を出生した）	□支給認定変更申請書（兼）内容変更届　□母子手帳の写し
育児休業を取得する予定	□支給認定変更申請書（兼）内容変更届　□就労証明書　□申出書
家庭保育が出来るようになった （仕事を退職した等）	□保育所退所届
保護者が婚姻した	□支給認定変更申請書（兼）内容変更届　□就労証明書等
保護者が離婚した	□支給認定変更申請書（兼）内容変更届
保護者や子の氏を変更した	□支給認定変更申請書（兼）内容変更届

※　その他、家庭状況などに変更があった場合は、お届出ください。
　　特に料金が変更となる内容変更届については、速やかにご提出ください。
　　特別な理由がなく提出が遅れた場合、料金の変更に対応できない場合がありますのでご注意ください。

（２）保育所の退所について

保育所の退所については、１０日前までに子ども教育課へ退所届を提出してください。

なお、原則月末での退所となります。（やむを得ない理由により月途中で退所となる場合は、子ども教育課へご相談ください。月途中で退所となった場合の保育料は、日割り計算となります。）

また、下記に該当することになった場合も保育所を退所となりますのでご注意ください。

①保育の必要性が認められなくなった場合

②申込み内容に虚偽があった場合

６　南房総市の保育所一覧表とクラス別年齢早見表

令和9年度南房総市の保育所(園)・認定こども園開所予定一覧表

分　区	名　称	住　所	定員	電話番号	開所時間（平日）		開所時間（土曜日）	
				(0470)	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
	富浦保育所	富浦町深名 710-1	63 人	33-4581	7：15	18：15	7：15	12：30
	富山保育所	合戸 22-1	60 人	57-3335	7：15	18：15	7：15	12：30
	三芳保育所	明石 20	90 人	29-5611	7：15	18：15	7：15	12：30
	千倉保育所	千倉町南朝夷 1400	90 人	44-0703	7：15	18：15	7：15	12：30
	嶺南保育所	沓見 2705	68 人	46-2002	7：15	18：15	7：15	12：30
私立	白鳩保育園	竹内 180	30 人	57-2173	7：30	19：30	7：30	19：30
私立	白浜東部保育園	白浜町白浜 7098	20 人	38-2174	7：30	18：30	7：30	18：30
私立	ゆうひが丘保育園	千倉町北朝夷 1859-1	20 人	44-1988	7：30	18：30	8：00	16：00
私立	認定こども園 こどもの森	白浜町白浜 2224	65 人	38-2140	7：15	18：15	7：15	18：15

クラス別年齢早見表

クラスは、入所する時点での年齢ではなく、令和９年４月１日時点での年齢により編成されます。

クラス	生年月日
5歳児	令和３年4月2日～令和４年4月1日
4歳児	令和４年4月2日～令和５年4月1日
3歳児	令和５年4月2日～令和６年4月1日
2歳児	令和６年4月2日～令和７年4月1日
1歳児	令和７年4月2日～令和８年4月1日
0歳児	令和８年４月2日～生後57日以上

７　よくある質問Ｑ＆Ａ

Q1　申込みをすれば必ず入所できますか？

A1　入所希望の保育所に空きがない場合は、入所できないこともあります。
　また、空きがある場合でも、入所希望の方が空きの人数よりも多い場合、保育できない理由やご家庭の状況などを考慮し、総合的に判断して入所決定をします。
（※入所決定は先着順ではありません）

Q2　求職中でも申込みはできますか？

A2　申込み可能です。求職中に入所が決まった場合は、入所後90日以内に就職することが条件となります。

Q3　公立と私立で何が違いますか？

A3　保育料も入所するための要件も同じです。ただ、私立は各保育所でサービスの内容などにより別途料金がかかる場合がありますので、各保育所にお問い合わせください。

Q4　申込みをする前に保育所の見学をすることはできますか？

A4　公立保育所では、月曜日から金曜日の保育中に『地域交流事業（園庭開放）』を実施していますのでその際に見学をしていただくことができます。私立保育園や地域交流事業日以外の日に見学をしたい場合は、直接保育所にお問い合わせしていただき、事前に見学することができます。

Q5　祖父母と同居していますが、保育所に入所できますか？

A5　入所できます。

Q6　標準時間で申込みを希望していますが、途中で短時間に変更することはできますか？

A6　変更できます。保育時間は月途中で変更適用されますが、料金は翌月から変更適用されます。

Q7　短時間で申込みを希望していますが、短時間保育の利用時間に間に合わない日がある場合でも、短時間で申込めますか。

A7　短時間での申込みは、短時間保育の利用時間内に送迎が可能な方に限ります。**時間内の送迎が間に合わないことが明らかな場合は、標準時間でお申込みください。**

ただし、祖父母など他の家族が短時間保育の時間内に送迎可能であれば、短時間で申込むことはできます。